

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業に伴うQ & A（公立小中学校）

<登校日等の設定>

Q 修了式は、実施してもよいか。

A 卒業式と同様に考え、感染拡大防止に留意願います。

Q 一日入学や臨時の登校日を実施してもよいか。

A 登校させる必要性について十分な検討をした上で、実施する場合には、時間の短縮や活動内容を工夫するなど、感染拡大防止に留意願います。

Q 令和2年度始業式は早めて実施してもよいか。

A 今後の国の方針等を踏まえながら対応願います。

<児童生徒の状況把握>

Q 児童生徒が罹患した場合の連絡はどのように行うのか。

A 児童生徒や家族の罹患が疑われる場合は、学校に報告するよう保護者に予め依頼願います。県への報告は、2月26日付けス第639号に沿って行ってください。

Q 児童生徒の学習状況把握のため、休業中の家庭訪問は実施してもよいか。

A 児童生徒の学習状況の把握をする場合は、原則として電話等での聞き取りとすることが望ましいと考えます。なお、家庭訪問を実施する場合は、学校長の判断の下、感染防止のための措置を万全にとるよう配慮願います。

新 特に見守りが必要な児童生徒については、学校長の判断の下、家庭訪問をするなどして、状況把握に努めるなど柔軟に対応するとともに、必要な場合は関係機関との連携体制を維持するよう配慮願います。（令和2年3月3日付け義第501号参照）

<部活動>

Q 部活動等の活動は行ってよいのか。

A 感染拡大防止の観点から、一切の部活動を停止することが望ましいと考えます。

Q 部活動の遠征や合宿等の対外試合は行ってよいのか。

A 全国一律に臨時休業要請が行われたものであり、対外試合は行わないことが望ましいと考えます。

Q 全国規模の大会への参加はしてもよいのか。

A 全国大会等への出場が決まっている場合には、主催団体の動向を注視しながら出場選手のみ参加にする等の対応をとることが望ましいと考えます。

Q 全国大会に出場する部活動については、練習を行ってもよいのか。

A 感染防止対策を徹底するとともに、最小限の人数で短時間の活動とすることが望ましいと考えます。

Q 生徒個人で行う自主練習についてはどうか。

A 自宅内でのトレーニングや自宅周辺のランニング等にとどめ、複数人による練習は行わないことが望ましいと考えます。

<学校での児童の預かり>

Q 特に低学年児童が、日中一人で家庭にすることができない場合、保護者の希望があれば学校で預かってよいのか。

A 放課後児童クラブの拡充による対応を原則としますが、体制が整わないなどの理由がある場合は、当面の間、やむを得ない事情にある（日中一人でいることができない）児童については登校させることも可能であると考えています。なお、登校させる場合には、濃厚接触にならないよう感染予防に留意願います。

新 **☞ 令和2年3月2日付け元文科初第1598号及び令和2年3月5日付け事務連絡問12を参照**

改Q その際、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となるか。

~~A 文部科学省に確認中であり、学校管理下外として対象外となる可能性を考慮願います。例えば、夏休みのプール開放に準じて、家庭における健康チェックなど児童生徒の健康状態の把握に努めるとともに、登校中の事故については、各家庭の責任において対応するなど事前の同意を得ることが望ましいと考えます。~~

☞ 令和2年3月5日付け事務連絡 問38を参照

新Q **放課後児童クラブの開所にあたり、放課後児童クラブの職員の確保が困難な場合、学校の教員がその業務に携わることができるか。**

A 人的体制を確保する観点から、校長の職務命令により放課後児童クラブの業務に携わることができます。（令和2年3月5日付け事務連絡問19参照）

<サービス>

Q 公立学校の臨時休業中における教職員のサービスの取扱いはどのようになるのか。新型コロナウイルスの感染が拡大していない地域に所在する学校においては、教職員は通常通り勤務して差し支えないのか。あるいは、感染拡大の有無を問わず、教職員も学校に出勤させないようにするべきなのか。

改A 原則として通常通り勤務することとなるが、**教職員に対しては、風邪などの症状が見られる場合には休暇を取得するよう呼びかけています。**万が一、学校内において新型

コロナウイルス感染者や濃厚接触者が確認された場合には、出勤を自粛して自宅待機とすることも考えられるが、具体的な取扱いについては、現在検討しています。

Q 公立学校が臨時休業となることで、教職員が子の世話をする必要が生ずるが、その際のサービス上の取扱いはどのように対応するべきか。

改A 職員の中学校就学の始期に達するまでの子が通学する学校が臨時休校した場合で、職員以外に世話をする者がいない場合には、特別休暇第33号（※）により取り扱うことができます。

また、職員の子が特別支援学校（中学校又は高等学校の特別支援学級を含む）に通学する場合も同様に扱うことができます。

※ 特別休暇第33号：人事委員会規則8-5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）第22条第1項又は人事委員会規則8-6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）第20条第1項に規定するもの